

栃木県スキー連盟賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟規約第38条の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 会員とは、本連盟規約第3条及び第4条の目的、事業に賛同した者をいう。

2 会員は、特別会員及び一般会員とする。

3 会員には、特別会員証（額入り）又は一般会員証を交付する。

(会費額)

第3条 会員は、次の年額会費を毎年度納入するものとする。

(1) 特別会員 1口 10,000円

(2) 一般会員 1口 5,000円

(特典)

第4条 会員は、本連盟主催又は共催の行事への入場等について便宜を図るものとする。

(報告等)

第5条 本連盟は、会員に対して毎年事業報告ならびに機関誌等の贈呈を行うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

1 この規定は、昭和50年12月13日から施行する。

2 昭和52年12月4日一部改正

3 令和3年7月10日一部改正